

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 2（第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 1 項及び第 2 項（許可の基準）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 5 条第 1 項（許可申請の手続） 令第 2 2 条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準） 添付書類府令第 1 7 条において準用する第 1 条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 規則第 1 条（許可申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 7 4 条の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第 7 5 条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第 7 6 条（ホテル等内適合営業所の基準）、第 7 7 条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。 ② 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 2 項第 3 号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 合 せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日 警察庁生活安全局）第 1 2 及び第 2 4 を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

5 5 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。